

市区町村別集計項目(推進体制等)

石川県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						8	17	19			18					
17	201	金沢市	ダイバーシティ人権政策課	1	2	1	1	金沢市男女共同参画推進条例	2001年12月19日	2002年4月1日		新金沢市男女共同参画推進行動計画改定版	2017年4月 ~ 2023年3月	1	1	
17	202	七尾市	人権・男女共同参画室	1	2	1	1	七尾市男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次七尾市男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1	
17	203	小松市	地域振興課	1	2	1	1	小松市男女共同参画基本条例	2000年9月25日	2000年10月1日		小松市共同参画推進プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
17	204	輪島市	生涯学習課	2	2	0	1	輪島市男女共同参画推進条例	2006年12月28日	2006年12月28日		輪島市男女共同参画行動計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
17	205	珠洲市	市民相談室	1	2	0	1	珠洲市男女共同参画推進条例	2010年3月16日	2010年4月1日						1
17	206	加賀市	行政まちづくり課	1	2	1	1	加賀市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第4次加賀市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1	
17	207	羽咋市	生涯学習課	2	2	0	0	羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例	2001年3月27日	2001年4月1日		(羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン)	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0	
17	209	かほく市	生涯学習課	2	2	0	1	かほく市男女共同参画推進条例	2006年12月18日	2007年4月1日		(第2次かほく市男女共同参画行動計画)	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	0	
17	210	白山市	白山市男女共同・人権推進室	1	1	1	1	白山市男女共同参画推進条例	2008年3月19日	2008年4月1日		第2次白山市男女共同参画行動計画改定版	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
17	211	能美市	企画振興部 地域振興課	1	2	0	1	能美市男女共同参画推進条例	2011年3月17日	2011年4月1日		第2次能美市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2030年3月	1	1	
17	212	野々市市	市民協働課	1	2	1	1	野々市市男女共同参画推進条例	2004年3月22日	2004年4月1日		野々市市第3次男女共同参画プラン(第3次男女共同参画行動計画)	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
17	324	川北町	川北町教育委員会 社会教育課	2	2	0	1	川北町男女共同参画推進条例	2010年12月13日	2011年1月1日		川北町男女共同参画推進行動計画	2019年4月 ~ 2024年3月	0	1	
17	361	津幡町	総務課	1	2	0	1	津幡町男女共同参画推進条例	2010年9月13日	2010年9月13日		津幡町男女共同参画推進プラン(第2次)	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1	
17	365	内灘町	男女共同参画室	2	1	1	1	内灘町男女共同参画まちづくり条例	2007年12月26日	2008年4月1日		内灘町男女共同参画推進行動計画改定版	2018年4月 ~ 2028年3月	0	1	
17	384	志賀町	生涯学習課	2	2	0	0	志賀町男女共同参画推進条例	2005年9月1日	2005年9月1日		(第2次志賀町男女共同参画行動計画)	2013年4月 ~ 2023年3月	0	0	
17	386	宝達志水町	生涯学習課	2	2	0	1	宝達志水町男女共同参画推進条例	2010年11月30日	2010年11月30日		第4次宝達志水町男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1	
17	407	中能登町	企画課	1	2	0	1	中能登町男女共同参画推進条例	2009年3月4日	2009年4月1日		第3期 中能登町男女共同参画行動計画	2021年3月 ~ 2031年3月	1	1	
17	461	穴水町	教育委員会事務局	2	2	1	1	穴水町男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日		(穴水町男女共同参画推進計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0	
17	463	能登町	教育委員会事務局	2	2	0	1	能登町男女共同参画推進条例	2011年3月18日	2011年4月1日		第3次能登町男女共同参画行動計画	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1	

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
2 2022年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	愛称・通称	所在地等					施設形態		管理・運営主体							
					郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			3									1	2	2	0	1	3	0	0
17	201	金沢市	金沢市女性センター	なし	920-0861	金沢市三社町1番44号	076-223-1265	076-223-6299	https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kanazawashijoseicenter/gyomuannai/1/1/7165.html		○				○	○			
17	202	七尾市																	
17	203	小松市																	
17	204	輪島市	輪島市女性センター		928-0076	輪島市鳳至町石浦町83番地1	0768-22-7620	0768-22-7640			○	○					○		
17	205	珠洲市																	
17	206	加賀市																	
17	207	羽咋市																	
17	209	かほく市																	
17	210	白山市																	
17	211	能美市																	
17	212	野々市市	野々市市女性センター		921-8805	石川県野々市市稲荷四丁目155番地	076-246-0810	076-246-6722	https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/37/2560.html	○		○				○			
17	324	川北町																	
17	361	津幡町																	
17	365	内灘町																	
17	384	志賀町																	
17	386	宝達志水町																	
17	407	中能登町																	
17	461	穴水町																	
17	463	能登町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			3					2	2	0	1	0	1	0	0	0	
17	201	金沢市	金沢市女性センター	1948年10月1日	0	5	9,113	○	○		○		○				
17	202	七尾市			0	0	0										
17	203	小松市			0	0	0										
17	204	輪島市	輪島市女性センター	1986年6月16日	0	0	0	○	○								
17	205	珠洲市			0	0	0										
17	206	加賀市			0	0	0										
17	207	羽咋市			0	0	0										
17	209	かほく市			0	0	0										
17	210	白山市			0	0	0										
17	211	能美市			0	0	0										
17	212	野々市市	野々市市女性センター	1983年2月1日	1	1	4,624										実施事業は、男女共同参画や女性に特化していない。
17	324	川北町			0	0	0										
17	361	津幡町			0	0	0										
17	365	内灘町			0	0	0										
17	384	志賀町			0	0	0										
17	386	宝達志水町			0	0	0										
17	407	中能登町			0	0	0										
17	461	穴水町			0	0	0										
17	463	能登町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				5		11	0	0.0	12	0	0.0	8	0	0.0	6	0	0.0	4,042	127	3.1
17	201	金沢市	2013年12月16日	金沢市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							1345	62	4.6
17	202	七尾市	2005年11月26日	七尾市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							248	1	0.4
17	203	小松市	1998年6月9日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							245	1	0.4
17	204	輪島市				1	0	0.0	1	0	0.0							466	32	6.9
17	205	珠洲市				1	0	0.0	1	0	0.0							160	1	0.6
17	206	加賀市	2003年12月15日	加賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							282	3	1.1
17	207	羽咋市				1	0	0.0	1	0	0.0							66	0	0.0
17	209	かほく市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	0	0.0
17	210	白山市	2012年12月20日	白山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							388	10	2.6
17	211	能美市				1	0	0.0	1	0	0.0							74	1	1.4
17	212	野々市市				1	0	0.0	1	0	0.0							54	2	3.7
17	324	川北町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	1	4.0
17	361	津幡町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	1	1.2
17	365	内灘町										1	0	0.0	0	0		17	0	0.0
17	384	志賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	136	2	1.5
17	386	宝達志水町										1	0	0.0	1	0	0.0	52	0	0.0
17	407	中能登町										1	0	0.0	0	0		44	0	0.0
17	461	穴水町										1	0	0.0	1	0	0.0	106	4	3.8
17	463	能登町										1	0	0.0	1	0	0.0	193	6	3.1

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード																		
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他										
																																その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他					
	小計			823	726	9,254	2,806	30.3		504	442	6,507	1,795	27.6	109	60	610	93	15.2	372	34	9.1	450	40	8.9																
17	201	金沢市	法令または政令に基づいて設置されているもの40%、左記以外のもの30%	2023年3月	115	104	1,313	358	27.3	法令または政令に基づいて設置されているもの40%、左記以外のもの30%	81	74	1,023	277	27.1	6	3	48	7	14.6	48	5	10.4	49	5	10.2	1														
17	202	七尾市	40.0	2030年4月	65	58	887	325	36.6	地方自治法(第202条の3)に基づいて設置されている審議会等、規則・要綱等により設置されている審議会	30	26	455	136	29.9	6	4	39	5	12.8	44	5	11.4	45	5	11.1	1														
17	203	小松市	50.0	2027年3月	64	59	916	384	41.9	法律、条例、規則、要綱により設置されている審議会、協議会等。	18	15	268	82	30.6	6	5	31	9	29.0	23	6	26.1	24	6	25.0	1														
17	204	輪島市	女性委員不在の審議会をなくす	2022年3月	40	34	403	103	25.6	地方自治法(第202条の3)の範囲	11	9	131	29	22.1	6	3	32	3	9.4	26	0	0.0	27	0	0.0	1														
17	205	珠洲市									23	20	337	56	16.6	4	3	31	3	9.7	38	1	2.6	39	1	2.6	1														
17	206	加賀市	40.0	2025年3月	43	39	465	132	28.4	地方自治法(第202条の3)に基づき、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置されている審議会等	43	39	465	132	28.4	6	3	32	6	18.8	20	2	10.0	21	2	9.5	1														
17	207	羽咋市	40.0	2021年3月	43	39	635	181	28.5	法律、法令、条例、規則、要綱により設置されている審議会等	13	13	281	67	23.8	5	2	26	3	11.5				21	1	4.8	1														
17	209	かほく市	30.0	2022年3月	36	27	317	77	24.3	地方自治法(第202条の3)、(第180条の5)に該当する審議会等数	30	23	289	71	24.6	6	4	28	6	21.4	18	0	0.0	19	0	0.0	1														
17	210	白山市	40.0	2027年3月	134	120	1,171	361	30.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等及び規則・要綱等に設置されている審議会等	41	38	697	199	28.6	6	5	35	11	31.4	25	1	4.0	26	1	3.8	1														
17	211	能美市	50.0	2030年3月	34	31	511	187	36.6	地方自治法(第202条の3)または地方自治法(第180条の5)に基づく審議会・委員会等	26	25	425	164	38.6	6	4	43	7	16.3	17	1	5.9	18	1	5.6	1														
17	212	野々市市	40.0	2032年3月	34	29	330	102	30.9	法律または政令により設置されている審議会等	28	25	303	97	32.0	6	4	27	5	18.5	20	5	25.0	21	5	23.8	1														
17	324	川北町									10	8	95	39	41.1	6	0	32	0	0.0	10	1	10.0	11	1	9.1	1														
17	361	津幡町	40.0	2023年3月	28	24	385	94	24.4	法律により設置されている委員会等 法律または政令、条例により設置されている審議会等	22	20	358	88	24.6	6	4	27	6	22.2	20	2	10.0	21	2	9.5	1														
17	365	内灘町	40.0	2025年3月	47	41	461	144	31.2	法律、政令、条例、規則、要綱、規程により設置されている審議会、委員会等	25	22	260	76	29.2	6	5	28	7	25.0	19	1	5.3	20	1	5.0	1														
17	384	志賀町	40.0	2023年3月	18	15	214	45	21.0	法律、政令又は条例により設置されている審議会等	18	15	214	45	21.0	5	0	26	0	0.0	20	1	5.0	21	1	4.8	1														
17	386	宝達志水町	37.0	2027年3月	22	20	241	69	28.6	法律若しくはこれに基づく条例の定めるところにより設置されている審議会等	22	20	241	69	28.6	5	2	25	2	8.0				25	2	8.0	1														
17	407	中能登町	40.0	2026年3月	18	15	175	54	30.9	法律又は政令により設置されている審議会等や、法律により設置されている委員会等	18	15	175	54	30.9	5	2	41	3	7.3				16	3	18.8	1														
17	461	穴水町	30.0	2027年3月	56	46	532	122	22.9	①法律等により設置されている審議会及び委員会 ②条例・規則により設置されている審議会及び委員会 ③要綱等により設置されている審議会及び委員会	24	15	206	37	18.0	5	1	25	2	8.0	12	2	16.7	13	2	15.4	1														
17	463	能登町	30.0	2026年3月	26	25	298	68	22.8	地方自治法(第180条の5・第202条の3)に基づく審議会等	20	19	258	62	24.0	6	4	28	5	17.9	12	1	8.3	13	1	7.7	1														

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			7	1の合計	19	0	17		1			18	18	18	18	18	14
			6	2の合計	0	14	2		17			0	0	0	0	1	0
			3	3の合計	0	2			1			0	0	0	0	0	0
			3	4の合計	0	3						1	1	1	1	0	5
17	201	金沢市	1	金沢市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等を除いて、旧姓を使用することができる。 一 職員の身分関係に関する文書等で、法令等に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの 二 公権力の行使に関わる文書 三 前2号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書	金沢市議会	1	3	1	金沢市議会会議規則(昭和38年議会規則第1号) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
17	202	七尾市	2	小松市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 別表(第2条関係) 1 職場での呼称 2 名札 3 座席表 4 職員録 5 事務分担表 6 その他市長が必要と認めるもの	七尾市議会	1	4	2	小松市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則2・令3議会規則1の一部改正)	3	報酬減額の適用除外	4	4	4	4	2	4
17	203	小松市	1	小松市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるものとする。 別表(第2条関係) 1 職場での呼称 2 名札 3 座席表 4 職員録 5 事務分担表 6 その他市長が必要と認めるもの	小松市議会	1	2	1	小松市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故のため公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則2・令3議会規則1の一部改正)	2		1	1	1	1	1	1
17	204	輪島市	4		輪島市議会	1	2	1	輪島市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(第2条第2項)	2		1	1	1	1	1	1
17	205	珠洲市	2		珠洲市議会	1	2	1	珠洲市議会会議規則 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
17	206	加賀市	2		加賀市議会	1	2	1	加賀市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
17	207	羽咋市	2		石川県羽咋市議会	1	2	1	羽咋市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
17	209	かほく市	2		かほく市議会	1	2	1	かほく市議会会議規則 第84条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
市区町村	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 1. 関係するハラスメント等に関する規定がある。 2. 議員向け相談窓口を設けている。 3. ハラスメント防止研修を行っている。 4. その他	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)								
		0	1	3	1	0	0	0		0	2	1		3			
		0	0	1	0	0	0	0		0	2	3		15			
		0	1	15	0	0	1	0		1	15	1		1			
		19	17		0	0	0	1				14					
17 201	金沢市	4	4	3							3	2		1	金沢市地域防災計画 自主防災組織との連絡、防災関係機関との連絡調整		
17 202	七尾市	4	3	3						3	4			2			
17 203	小松市	4	4	3						3	4			2			
17 204	輪島市	4	4	3						3	4			2			
17 205	珠洲市	4	4	1	1				珠洲市議会政治倫理条例 第3条 4 議員は、その地位を利用して謙がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、いかなる場合であっても、あらゆるハラスメントその他他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。		2	4		2			
17 206	加賀市	4	4	3						3	4			2			
17 207	羽咋市	4	4	3						3	4			2			
17 209	かほく市	4	4	3						3	4			2			
17 210	白山市	4	4	3						1	4			2			
17 211	能美市	4	4	3							3	2		1	避難所開設・運営マニュアル 5. 女性視点での避難所運営 阪神淡路大震災、中越地震及び東日本大震災など大規模かつ長期的な災害では、女性の生活環境の確保・保全が重要な問題として指摘された。 日常の着替え、乳幼児の泣き声、授乳、トイレなど様々な課題がある。 このような問題や改善には女性視点での運営が不可欠である。 被災者管理班内に女性で構成する女性対策チームを設置し、様々な意見の聴取を行うとともに、以下のような対策を実施する。 <専用更衣室の確保> 施設で居室に余裕がある場合は、女性専用の更衣室を確保する。余裕がない場合でも、着替えができる更衣ブースを設ける。 <乳幼児対策> 施設で居室に余裕がある場合は、乳幼児家族のために個室を準備する。 余裕がない場合でも、授乳室(オムツルーム)を設けることを原則とする。 <女性トイレ区画の指定> 施設内では明確に男女が区別されているが、仮設トイレについては、その利用形態が混合する。施設管理班と協力して、女性専用トイレ区画を確保し、男女区別することで利便性の向上を図る。 <女性相談窓口の設置> 女性対策チームによる相談窓口を設置し、女性の生活環境向上対策を実施する。		
17 212	野々市市	4	4	3						3	4			2			
17 324	川北町	4	4	3						3	4			2			
17 361	津幡町	4	4	3						3	4			2			
17 365	内灘町	4	4	1			3			3	3	4		2			
17 384	志賀町	4	4	3							3	1		2	志賀町議会議員旧姓使用取扱要綱 議会要綱第1号 (趣旨) 第1条 この要綱は、志賀町議会議員(以下「議員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		
17 386	宝達志水町	4	4	3						3	3			2			
17 407	中能登町	4	4	2						1	4			2	女性団体への議会傍聴の積極的な働きかけ		
17 461	穴水町	4	4	1			4	遵守徹底の通知		2	2			3			

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 問15で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 規 定 が あ る 倫 理 防 止 規 定	2 を 設 置 し て い る 議 員 向 け の ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定	3 を す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 に 関 する 研 究 修 正	4 そ の 他 その内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
17	463	能登町	4	1	3							3	4		1	地域防災計画 (15)男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。